

愛媛県消防長会1DAYインターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県消防長会（以下「消防長会」という。）が実施するインターンシップ（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップの目的)

第2条 インターンシップの対象者に対し、消防長会の会員である愛媛県内の消防長が属する消防本部等（以下「消防本部等」という。）や愛媛県消防学校でのインターンシップの機会を与えることで、職業意識の向上や消防（局）本部の業務に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者の資格要件)

第3条 インターンシップの対象となる者は、大学、専門学校、高等学校等に在籍する学生及び社会人等とする。

(インターンシップの期間)

第4条 インターンシップの期間は、原則として消防長会が定める日の1日間とし、インターンシップ参加者（以下「インターンシップ生」という。）の具体的な日程は消防長会会長が決定する。

(インターンシップの時間)

第5条 インターンシップの時間は、原則として午前10時から午後4時00分までの間で消防長会会長が定めた時間とする。ただし、消防長会会長が必要と認める場合には、あらかじめインターンシップ生の同意を得て、インターンシップの時間を変更することができる。

(インターンシップの場所)

第6条 インターンシップの場所は、消防本部等が管理する消防署所や愛媛県消防学校とする。

(インターンシップ生の受入れ)

第7条 消防長会は、消防本部等が属する各市町（以下「各市町」という。）のホームページ等を通じてインターンシップ生を募集するものとする。

- 2 インターンシップを希望する者は、申込書を消防長会が定める期日までに消防長会に提出するものとする。
- 3 消防長会は、受け入れるインターンシップ生を選考、決定するものとする。

- 4 インターンシップ生は、インターンシップの開始前に服務規律の遵守に関する誓約書（様式第1号）を消防長会に提出しなければならない。

（費用支給）

第8条 消防長会は、インターンシップ生に対し、賃金、報酬、手当及び交通費その他の費用を支給しない。

（服務等の取扱い）

第9条 インターンシップ生は、インターンシップ時間中はインターンシップに専念し、インターンシップの目的の達成に努めなければならない。

- 2 インターンシップ生は、インターンシップ時間中は、各市町等の職員（以下「職員」という。）が遵守すべき法律、条例等を遵守するとともに、消防長会の指導、指示等に従わなければならない。

- 3 インターンシップ中、インターンシップ生は職員としての身分を有しないが、職員の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為等を行ってはならない。

- 4 消防長会は、前項に該当する場合のほか、インターンシップ生が本要綱に従わない場合その他インターンシップを継続しがたい事由が生じた場合は、インターンシップを打ち切ることができるものとする。

- 5 インターンシップ生は、インターンシップに参加できない場合は、事前に消防長会事務局に申し出なければならない。やむを得ず事前に申し出ができない場合には、事後、速やかに消防長会事務局に連絡しなければならない。

（秘密の遵守）

第10条 インターンシップ生は、インターンシップ中に知り得た秘密を、部外者にインターンシップ中及びインターンシップ終了後において漏らしてはならない。

- 2 インターンシップ生は、インターンシップの成果を外部に発表する場合は、事前に消防長会の承認を得なければならない。

（損害賠償等）

第11条 インターンシップ生が、インターンシップ中に故意又は過失により傷害を生じたときは、当該インターンシップ生が責任を負うものとする。

- 2 インターンシップ生が、インターンシップ中に故意又は過失により消防長会又は第3者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この要綱に定めのない事項については，消防長会とインターンシップ生で協議の上，決定する。

付 則

この要綱は，令和7年6月11日から施行する。